

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

大宜味村

## 1 促進計画の区域

別紙地図の記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 田嘉里地域

#### (1) 現況

本地域の事業対象面積は 2,710a で昭和 53 年には団体営圃場整備事業により畠地灌漑などが整備され、さとうきび、マンゴー、野菜、果樹等が生産されており、また、豊年祭を行うなど、農業を基盤とした伝統文化の継承が行われているが、近年、農家数及び農家人口の減少と高齢化の進行に伴う集落機能の低下のより地域の共同活動によって支えられている農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加が生じている。また、共同活動の困難化による農業活動の縮小により、赤土流出防止や地域の景観形成などの農業の多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、地域共同活動を支援する取組みを行う必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮を促進を図ることとする。

### 2. 江洲地区

#### (1) 現況

本地域は、さとうきび、果樹、野菜、茶等が生産されており、また、畜産業も営まれ、ブロイラーが飼育されている。近年、地域農業の環境負荷に対する意識の向上や消費者の食への安心に対する関心の高まりを受け、地域においてエコファーマーの取得や有機農業への取組が広がり始めているが、他の農家の取組定着や普及啓発を図るため、これを支援する取組を行なう必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業を推進し、自然環境の保全に資する農業を推進を図ることとする。

## 3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮推進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	田嘉里地区	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業
②	江洲地区	放題 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮推進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない